

一般財団法人 今治文化振興会
求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止について

令和 8 年 9 月

1 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止について

当法人では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年 10 月 1 日 令和 7 年法律第 63 号）に基づき、当法人の採用試験を安心して受験できるよう、公正な採用試験の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。

2 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

3 求職者等とは

求人に応募した者、当法人が実施する労働者の採用に資する活動に参加する者（就職説明会・セミナー・インターンシップの参加者）、実習生、その他研修を受ける者が含まれます。

4 求職活動等に関する指針

- ・面接、面談、説明会等を市内公共施設及びあらかじめ設定された会場以外の場所で実施しません。

例：カフェでの面談等

- ・採用活動において、当法人が使用する連絡ツールは、当法人が指定する公務用の電子メール、電話、応募管理システムとします。

採用試験の申込時にご登録いただいた連絡先以外を要求することはいたしません。

例：個人の SNS アカウントを使用した連絡等

- ・私的な接触（連絡等も含む）はいたしません。

例：私的な飲食の誘い等

5 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談窓口

採用試験において、求職者等セクシュアルハラスメントに関するご不安や、お気づきの点がございましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

相談者のプライバシーを十分尊重した体制を取っておりますので、安心してご利用ください。また、相談を申し出たこと等による採用試験・選考における不利益な取り扱いは一切ありません。

6 相談窓口

今治市河野美術館

電話番号：0898-23-3810

メール：bunkashinkoukai@hyper.ocn.ne.jp

〒794-0033 今治市旭町1丁目4番地8